N	監査年度	区分	監査テーマ	項目	担当部局	担当課	監査結果	対応状況・方針等
1	24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	県有財産処分地の入 札について	総務部		売り払いが適当と判断された公有財産を県HPで「売払い処分対象県有地一覧」として公表しているが、入札者目線であるとは言えない。他の地方自治体の公表内容と比較しても、情報公開が進んでいないと感じられる。固定資産税評価額・路線価等で評価した価格を参考価格として記載、写真掲載を実施した方が、売払いのアピールになると考えられる。	なお、県有財産の売払いは、原則一般競争入札によって行われ、入札 予定価格は不動産鑑定士による不動産鑑定評価(実勢価格)を参考とし ているが、固定資産税評価額や路線価は、実勢価格と乖離している場合
2	24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	県有財産処分地の入 札について	総務部	総務管理課	一覧の中には、境界が確定していない等、条件整備が整っておらず、 すぐに売払いの手続きが取れないものがある。これらは、その旨情報 公開すべきではないか。境界確定していないものは、確定後ただちに 公開という流れに変更することも考えられるのではないだろうか。	
3	24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	県有財産処分地の入 札について	総務部		現状、不定期に入札を実施しており、次回入札予定時期を公表していないため、いつ入札できるかがわからない。少なくとも次回入札予定時期と次回入札予定財産を公開すべきはでないか。	入札実施物件及び入札実施時期の決定については、引合いの状況及 び年度内の売払いの状況等を勘案したうえで適宜決定しており、現時点 においては、事前に入札予定時期や入札予定物件を事前に公表するこ とは考えていない。
4	24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	県有財産処分地の入 札について	総務部	総務管理課	年間の売却目標額を達成するために、引合いの状況等を勘案し、売払い可能な物件(落札可能な物件)を選定して入札を実施しており、年間の売却目標ありきの姿勢でないのかと思われる。このような姿勢では、売払いの機会を逸する等の理由により売払いが遅れると、将来地価が下落した場合等に売払い額の減少を招きかねない。入札は実施してみなければ、買い手がつくかどうかわからないので、売払いの機会を確保するという意味においても、売却チャネルと方法についても今後再検討の余地があると考えられる。	まとまった収入が見込める物件や売れる可能性が高い物件が残っている現段階においては、引き合いの状況等を勘案したうえで入札物件を選定し、効率的に入札を実施することが適切であると考えている。
5	24	意見		県有財産処分地の入 札について	総務部	総務管理課	官公庁オークションに参加すればより多くの人の目に触れることになり、効率的な売払いが実施できるのではないだろうか。	官公庁オークションによる売払いは、インターネットを利用できない環境にある人を入札から排除する結果となるため、現段階での利用は時期尚早であると考えている。
6	24	意見		職員住宅の計画的な統廃合について	総務部	人事課	定員適正化計画を進めていくに当たって今後も職員住宅が余剰になると監査人には思われるため、入居率が下がってから活用方法を検討するのではなく、職員の定員適正化計画と同様に職員住宅の統廃合についても計画的に集約化・統合すべきであると考える。	職員住宅が余剰となっているかどうかは、入居率等の具体的な指標により判断することとしているため、今後、過去3年間の入居率が50%を下回る住宅が生じた場合等には、廃止等を検討することといたしたい。
7	24	意見		職員住宅の計画的な統廃合について	総務部	人事課	建設年度が古く、修繕費等のコストが高い物件や耐震対応未対応の物件については、新規の入居を制限しつつ、建設年度が比較的新しい職員住宅に誘導するなど、計画的な整理が必要であると考えられる。	建築年度が古い住宅は、入居率が低く、新しい住宅は入居率が高い傾向にあり、特に制限や誘導をせずとも、ご意見と似た状況となっているため、対応の必要性は低いものと考える。

N	監査 年度	区分	監査テーマ	項目	担当部局	担当課	監査結果	対応状況・方針等
8	24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	職員住宅の計画的な 統廃合について	総務部	人事課	より、宇和島第1職員住宅及び第2職員住宅の土地をまとめて処分す	るため、現在は、廃止検討施設にはなっていないが、全戸数が4戸と少
ę	24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	職員住宅の計画的な 統廃合について	総務部	人事課	いずれも住宅を提供するという目的は同じであるのだから、職員住宅と教職員住宅を統合することにより、職員住宅を集約して県として維持すべき職員住宅の数を減らすことが可能であると考えられる。	平成21年4月以降、職員住宅に教職員や警察職員が入居することを認めており、入居実績があることから、当面、統合ではなく、相互利用という形を継続したい。
1) 24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	職員住宅の入居条件の設定について	総務部	人事課	老朽化により入居率が下がり、維持コストが増加し、職員住宅の維持 費が公舎貸付料に比べて年々増加していることを考えれば、職員住宅 の入居条件等をもう少し具体的に設定して、極力通勤で対応してもらう よう見直すべきである。例えば、通勤の所要時間が一定時間以上、ま たは直線距離一定km以上の場合には入居を認める等民間の社宅のよ うな入居条件を設定することが望ましい。その上で、その条件を満たし ている入居者だけの入居率(修正入居率)を算出し、その修正入居率 に基づいて統廃合の検討を行うべきである。	ご意見のような入居条件を設定した場合、職員住宅に入居できない者は、通勤負担等の面から民間の住宅に入居することが想定されるが、住居手当の支給が必要となり、かえって県の負担増となる可能性もあるため、入居条件の設定が必ずしも有効とは考えていない。
1	1 24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	職員住宅の入居条件 の設定について	総務部	人事課	当面は入居条件を設定した上で修正入居率の高い職員住宅は維持し、将来的には通勤困難なケースや離島・山間へき地に勤務するため 等必要性に迫られている地区のみ存続させることが望ましい。	ご意見のような入居条件を設定した場合、職員住宅に入居できない者は、通勤負担等の面から民間の住宅に入居することが想定されるが、住居手当の支給が必要となり、かえって県の負担増となる可能性もあるため、入居条件の設定が必ずしも有効とは考えていない。
1	2 24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	教職員住宅の計画的 な統廃合について	教育委員会		現状の学校数の減少、少子化の傾向を考えれば、将来使用されない 教職員住宅が出てくることが十分に予想される。入居率が0%となって から活用方法を検討するのではなく、今後の教職員住宅そのものの必 要性も含めて、全体的な廃止または有効活用化の計画を策定すべきで ある。	
1	3 24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	教職員住宅の計画的 な統廃合について	教育委員会		残す必要がある教職員住宅と廃止が望ましい教職員住宅とを取捨選択し、入居率が0%となっていない物件であっても、可能な範囲で計画的に新規の入居を制限しつつ、建設年度が比較的新しい職員住宅に誘導するなど、計画的な整理が必要であると考える。	突発的な入居の可能性、立地等の条件等から、完全に入居を制限することは困難と思われるが、可能な範囲で計画的な入居を整理することを 検討する。

N	監査 年度	区分	監査テーマ	項目	担当部局	担当課	監査結果	対応状況・方針等
1	1 24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	教職員住宅の計画的 な統廃合について	教育委員会	高校教育課	不要と思われるものは廃止し、維持補修費を今後も残すべき教職員住 宅に効果的に投入することが重要である。	補修等に当たっては、建設年度、必要性を考慮し、優先度の高いと思われるものから計画的に予算の配分を行っている。
1	5 24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	教職員住宅の計画的 な統廃合について	教育委員会	高校教育課	入居率がそもそも低い公舎(50%を下回る教職員公舎)については原則 として廃止し、売却することを検討することが望まれる。	年度途中での突発的な代員講師等の受け入れを考慮する必要性があるなどの事情もあることから、入居の可能性があるものとしているが、今後の入居状況等を考慮した上で売却等の財産処分も含めて検討する。
1	6 24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	教職員住宅に関するコスト情報の把握について	教育委員会	高校教育課		これまでも入居状況、今後の入居の可能性等を考慮し維持管理費を計画的に配分しているが、一層コスト意識をもち、効果的に維持コストの管理に努めたい。
1	7 24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	教職員住宅に関するコスト情報の把握について	教育委員会	高校教育課	教職員公舎別にどれだけの維持・運営コストがかかるのかを把握する 必要がある。まずは公舎別に行政コスト計算書を作成するなど、コスト 情報を把握するうえで有用となる資料を作成すべきである。	これまでも入居状況、今後の入居の可能性等を考慮し維持管理費を計画的に配分しているが、一層コスト意識をもち、効果的に維持コストの管理に努めたい。
1	3 24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	公有財産の実地調査について	総務部	総務管理課	今後は普通財産で公舎以外の未利用財産について、適切な処分計画を立案する上で、統括的に管理することが必要になると考えられる。したがって、実地調査報告書を作成し、総務管理課に報告し、総務管理課が一元的に公有財産の現状を把握することが重要であると考える。	平成24年11月に設置した各部局の管理局長で構成する「県有財産管理推進本部」において、県有財産全体に関する維持管理・有効活用・適正保有等の全庁的な指針となる「県有財産管理の基本方針」を平成25年11月に策定したが、今後は、この方針に基づき、県有財産の管理の最適化に向けた取組みを進めることとしている。
1	24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	公有財産の実地調査について	総務部	人事課	今後は普通財産で公舎以外の未利用財産について、適切な処分計画を立案する上で、統括的に管理することが必要になると考えられる。したがって、実地調査報告書を作成し、総務管理課に報告し、総務管理課が一元的に公有財産の現状を把握することが重要であると考える。	平成25年11月に策定された「県有財産管理の基本方針」に基づき、県 有財産管理に関する情報の一元化・共有化に必要な調査を実施し、総 務管理課に報告したい。
2	24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	公有財産の実地調査について	教育委員会	高校教育課	今後は普通財産で公舎以外の未利用財産について、適切な処分計画を立案する上で、統括的に管理することが必要になると考えられる。したがって、実地調査報告書を作成し、総務管理課に報告し、総務管理課が一元的に公有財産の現状を把握することが重要であると考える。	平成24年11月に設置した各部局の管理局長で構成する「県有財産管理推進本部」において、県有財産全体に関する維持管理・有効活用・適正保有等の全庁的な指針となる「県有財産管理の基本方針」を平成25年11月に策定したが、今後は、この方針に基づき、県有財産の管理の最適化に向けた取組みを進めていきたいと考えている。

N	監査 年度	区分	監査テーマ	項目	担当部局	担当課	監査結果	対応状況・方針等
2	1 24	意見		公有財産の実地調査について	土木部	河川課	今後は普通財産で公舎以外の未利用財産について、適切な処分計画を立案する上で、統括的に管理することが必要になると考えられる。したがって、実地調査報告書を作成し、総務管理課に報告し、総務管理課が一元的に公有財産の現状を把握することが重要であると考える。	平成24年11月に設置した各部局の管理局長で構成する「県有財産管理推進本部」において、県有財産全体に関する維持管理・有効活用・適正保有等の全庁的な指針となる「県有財産管理の基本方針」を平成25年11月に策定したが、今後は、この方針に基づき、県有財産の管理の最適化に向けた取組みを進めていきたいと考えている。
2	2 24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	公有財産の実地調査について	警察本部	会計議	を立案する上で、統括的に管理することが必要になると考えられる。し たがって、実地調査報告書を作成し、総務管理課に報告し、総務管理	平成24年11月に設置した各部局の管理局長で構成する「県有財産管理推進本部」において、県有財産全体に関する維持管理・有効活用・適正保有等の全庁的な指針となる「県有財産管理の基本方針」が平成25年11月に策定されたことから、今後は警察本部としてこの方針に基づき、警察本部で管理する県有財産の管理の最適化に向けた取組みを進めていきたいと考えている。
2	3 24	意見	16,6	財産台帳の調製における現物との照合及び全庁的観点からのファシリティマネジメントの必要について	総務部	総務管理課	現行の財産台帳の調製方法によっては、現物と財産台帳の照合は異動があった場合に各所管課によりなされているのみであり、一定時点の財産の残高について全庁的な観点から棚卸を行い、有効活用を行うべくデザインする仕組みとはなっていない。	平成24年11月に設置した各部局の管理局長で構成する「県有財産管理推進本部」において、県有財産全体に関する維持管理・有効活用・適正保有等の全庁的な指針となる「県有財産管理の基本方針」を平成25年11月に策定したが、今後は、この方針に基づき、県有財産の管理の最適化に向けた取組みを進めることとしている。
2	4 24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用について	財産台帳の調製における現物との照合及び全庁的観点からのファシリティマネジメントの必要について	総務部	総務管理課	ファシリティマネジメントの考え方に基づき、県有施設の利活用に関する基本的な考え方や具体的な取組み方策を定め、全庁的な共通認識の下で利用調整を行い、施設の保有総量縮小、施設の共同利用等による集約化や施設の計画的な保全等を進めることにより、県有施設の有効な利活用を推進することが必要である。	平成24年11月に設置した各部局の管理局長で構成する「県有財産管理推進本部」において、県有財産全体に関する維持管理・有効活用・適正保有等の全庁的な指針となる「県有財産管理の基本方針」を平成25年11月に策定したが、今後は、この方針に基づき、県有財産の管理の最適化に向けた取組みを進めることとしている。
2	5 24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ	財産台帳の調製における現物との照合及び全庁的観点からのファシリティマネジメントの必要について	総務部	総務管理課	効率的利用に関しては、施設の有効活用の観点から、執務室の規模 適正化を図るとともに、庁舎等の余裕スペースの貸付等を促進する取 組みが必要となる。	平成24年11月に設置した各部局の管理局長で構成する「県有財産管理推進本部」において、県有財産全体に関する維持管理・有効活用・適正保有等の全庁的な指針となる「県有財産管理の基本方針」を平成25年11月に策定したが、今後は、この方針に基づき、県有財産の管理の最適化に向けた取組みを進めることとしている。
2	6 24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	財産台帳の調製における現物との照合及び全庁的観点からのファシリティマネジメントの必要について	総務部	総務管理課	廃止される県有施設の利活用に当たっては、縦割りの所管部局を越えて有効利用を検討することにより、地域に所在する他の県有施設が抱える課題の解決を図り、総合的な視点から効率的かつ効果的な利活用方策も実施すべきである。	平成24年11月に設置した各部局の管理局長で構成する「県有財産管理推進本部」において、県有財産全体に関する維持管理・有効活用・適正保有等の全庁的な指針となる「県有財産管理の基本方針」を平成25年11月に策定したが、今後は、この方針に基づき、県有財産の管理の最適化に向けた取組みを進めることとしている。

N	o 監査 年度	区分	監査テーマ	項目	担当部局	担当課	監査結果	対応状況・方針等
2	7 24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	財産台帳の調製における現物との照合及び全庁的観点からのファシリティマネジメントの必要について	総務部	人事課	職員住宅についても、空き住宅の集約を進め、廃止すべき職員住宅は廃止して、売却することが望ましい。	職員住宅の取り扱いについては、入居率等の具体的な指標により判断することとしているため、過去3年間の入居率が50%を下回る住宅が生じた場合等には、廃止等を検討することといたしたい。
2	8 24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	財産台帳の調製における現物との照合及び全庁的観点からのファシリティマネジメントの必要について	総務部	総務管理課	売却困難な廃止庁舎等については、民間事業者への貸付のアイディ ア募集等も実施していかなければならない。	平成24年11月に設置した各部局の管理局長で構成する「県有財産管理推進本部」において、県有財産全体に関する維持管理・有効活用・適正保有等の全庁的な指針となる「県有財産管理の基本方針」を平成25年11月に策定したが、今後は、この方針に基づき、県有財産の管理の最適化に向けた取組みを進めることとしている。
2	9 24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	財産台帳の調製における現物との照合及び全庁的観点からのファシリティマネジメントの必要について	総務部	総務管理課	対処療法的な修繕から予防的な修繕への切り替えや、日常的な保守 点検を行い、劣化の進行を抑える等により、最小限の修繕費用で、安 全で良好な執務環境や機能・利便性を保持することが可能となる。ま た、経費の計画的執行が図られることにより、結果としてライフサイクル コストが縮減されるはずである。今後「県有財産管理推進本部」のもと で、経営的な視点に立ち、コスト縮減を図りながら効率的な利活用が進 むことを期待している。	平成24年11月に設置した各部局の管理局長で構成する「県有財産管理推進本部」において、県有財産全体に関する維持管理・有効活用・適正保有等の全庁的な指針となる「県有財産管理の基本方針」を平成25年11月に策定したが、今後は、この方針に基づき、県有財産の管理の最適
3	0 24	意見		財産台帳の価格設定について	総務部	総務管理課	財産台帳システムデータで取得価額がゼロ円または不明のものがあり、この中には愛媛県庁舎土地など財産上相当の価値を有すると推測されるものも含まれる。 取得価額が分からない場合についても、何らかの方法で見積って台帳上に計上することが望ましい。今後取得時点で適正な価格を見積って計上していっていただきたい。	財産台帳の価格記載については、寄付によるもの又は取得価格が不明なものは、記載がない状況となっているが、公共資産台帳において、固定資産税評価相当額やデフレータを用いた再調達価格から個々の物件の資産評価額を算定している。財産台帳システムにおいて、財産台帳の付加情報として公共資産台帳に連動した資産評価額が財産ごとに算定・登録されており、取得価格が不明・ゼロ円の物件については、資産評価額により管理している。
3	1 24	意見		売却可能資産の適切 な表示について	総務部	総務管理課	売却可能資産のリストに「医療技術大学(貸付地)」が見受けられるが、貸与は一時的なものではなく、今後売却について検討を行うべき資産であるとも考えられない。 杓子定規に解釈すれば該当するのかもしれないが、それを売却可能資産に含めて公表すれば、その分金額が膨らんで利用者に誤解を与えるのではなかろうか。 売却可能資産に関してはいまだ統一的な定義はなされていない現状であるが、財務数値として公表されている以上、利用者に誤解を与えないように公表することが望ましい。	総務省改訂モデルにおいて普通財産は売却可能資産に分類するよう 定義づけられているため、売却可能資産に含めているが、利活用が限定 されているなど、広く一般に対して売却困難な物件については、売却可

N	o 監査 年度	区分	監査テーマ	項目	担当部局	担当課	監査結果	対応状況·方針等
3	2 24	意見		えひめ国体における施 設整備について	企画振興部	国体準備課	えひめ国体は、基本構想どおりの極力財政負担を抑えた国体にして 頂きたい。多くの県民も身の丈以上の大会の開催は望んでいないはず である。今日どの都道府県も財政が厳しい折であることから、その後の 国体開催都道府県の模範となるようなものになることを期待している。	えひめ国体の競技施設整備に当たっては、既存施設を最大限に活用することや大会後の有効活用を十分勘案することなどの方針に基づき、市町や競技団体等との協議を踏まえて、競技施設整備計画を策定して、計画的な整備に取り組んでいる。 このうち、県が整備し、えひめ国体のメイン会場となる県総合運動公園については、国の社会資本整備総合交付金を活用しながら、大規模な施設の配置替えは行わず、現配置のまま必要な整備を進めている。また、市町が整備する競技施設については、真に競技会開催に必要な整備に限定して県費補助を行っており、今後とも、市町と十分連携して、国体後の地域住民の利用にも配慮しながら、身の丈に合った整備に取り組んでいきたい。
3	3 24	意見	建物を中心に)	テクノプラザ愛媛、愛媛 県産業情報センターの 将来的な方向性として	経済労働部	産業創出課	テクノプラザ愛媛の事業目的は、県下の産業振興を目的とした創業及び経営革新などの支援であって、創業準備室14ブース及び会議室・商談室等を用意できれば、その目的である各種支援事業は可能なものと考えられる。したがって、このような壮観な施設を建てる必要はなかったのではなかろうか。確かに県下の産業創出は、雇用の創出・確保、地域経済の活性化に貢献し、県や県民にとって将来的に重要なものとなることは理解できるが、このような施設を建設することは、この事業を行うための必須条件ではなかったはずである。実施している事業を見ても、民間のオフィスビルの一角を間借りすることなどで十分対応可能なものであり、費用対効果を考慮して当初に施設の規模を検討すべきであった。ただし、施設として建築されている以上は有効利用を行うことが必要である。	24年度から新たに「ビジネス・インキュベートスクール」の開講や「食」に関するインキュベートルーム開設等創業支援に精力的に取り組んだ結果、26.2.1現在、インキュベートルームは全21室中19室、創業準備室は全14ブース中12ブースが入居中で有効に活用している。また、会議室等も含めた利用料金収入の面でも、利用促進に取り組んだ結果、25年度(26.1.31現在)は24年度同時期に比べ48.5%アップしている。
3	4 24	意見	建物を中心に)	テクノプラザ愛媛、愛媛 県産業情報センターの 将来的な方向性として	経済労働部	産業創出課	産業情報センターにおいては、今後も施設の有効活用となる努力を行っていっていただきたい。その上で、将来的には産業情報センターのインキュベート・ルームをテクノブラザ愛媛に移転統合し、産業情報センターのインキュベート・ルームのスペースは他の目的で有効活用することも検討することが、望ましい。また、将来への課題として、部分的にであったとしても類似した施設を建設する場合には本当に必要なのか、従来の施設で対応できないのか、といったことを事前に十分検討し、無駄が発生しないようにすることが重要である。	利用率の低い資料閲覧コーナーは25年度から交流型会議コーナーに模様替えし、「1時間ワンコイン(500円)で利用可能」をキャッチフレーズに、各種会議、研修等の利用に供している。また、同様に利用率の低いネットワーク研修室はパソコンを活用した研修をテクノブラザ愛媛に一元化し、インキュベートルームとして活用する。インキュベートルームのテクノプラザ愛媛への統合については、26.2.1現在、両施設のインキュベートルーム全30室中28室が入居中と人気が高く、引き続きインキュベートルームとして活用する。なお、類似施設を建設する予定は現時点では無いが、今後建設する際には十分に必要性等を検討する。
3	5 24	意見		繊維産業技術センター の有効活用策の検討	経済労働部	産業創出課	今治新都市への移転は決定事項であるため、新施設の建設と同時並行で現行の繊維産業技術センターの活用策の検討を行い、有効活用策がない場合には、売却も含めた処分について検討を行うことが望ましい。	新センター移転後の現センター施設及び敷地の利活用に関して庁内意向調査を実施し、現在、関係機関と調整中である。

N	監査 年度	区分	監査テーマ	項目	担当部局	担当課	監査結果	対応状況・方針等
31	6 24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	職員運動場の有効活 用の検討	総務部	人事課	職員運動場は、民間への売却を前提に検討を進めており、ホームページにおいて「売払い処分対象県有地一覧」としてこの職員運動場を公表している。ただ、当該物件に関しては都市計画法により建築物の制限(容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること)がされており、その条件のもとでの売却は一般的に困難と予想される。また、一括で15,413㎡もの土地を購入するには面積・金額が大き過ぎて、具体的な購入企業が現実問題として現れない可能性が高い。なおかつ、一部が埋蔵文化財包蔵地となっており、文化財保護法上の手続に係る負担を買い主が負わなければならないことを考えれば、売り払うことは極めて難しい土地である。	当該施設内は、都市計画法による制限が課せられることや、一部、埋蔵文化財包蔵地を含んでいること等もあり、施設の開発に際しては多少の支障があるものの、周辺の環境等も含め、施設全体の活用を見据えれば、十分に利用価値はあるものと考えている。
3.	7 24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	職員運動場の有効活 用の検討	総務部		職員運動場について、隣接している星が丘公園と一体で近隣住民だけでなく広く県民が利用できる公園として考えてみてはいかがであろうか。そうすることによってコストをかけずに、低利用の職員運動場から県民共有の施設に生まれ変わることが可能ではないかと思われる。極力現行の施設を利用した上で若干の手直しを行って、豊かな自然環境を活かした安全で安心して暮らせる都市空間の充実を図ることが望ましい。	利用に当たっては、既に要件の見直しを行い、使用許可申請を行えば、近隣住民に限らず、誰でも利用できるようにしている。また、施設については、植栽の管理委託等、現況下における必要最小限の対応により現状を維持しているところであり、今後も、これまで同様、適切な管理運営に努めながら、自然環境を活かした安全で安心して利活用できる都市空間として活用していきたいと考えている。
38	3 24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	職員運動場の有効活 用の検討	総務部	人事課	管理業務の幾つかに関しては地域住民等に積極的な関わりを持って もらうことにより、県は多少でも経費を削減でき、地域住民等も安全安 心のための施設としてより愛着心が湧くのではないかと思われる。	施設の清掃美化活動等については、地域住民はじめ施設を利用される 方々が、自主的にボランティアで取り組んでいただいている。 現在は、鍵の管理等、施設全般の管理業務及び植栽管理業務を委託し ているだけであり、必要最小限の経費しか措置していない状況であり、こ れ以上の経費節減は困難である。
39	24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	愛媛県研修所の廃止 等の検討	総務部		と思われる。そのため可能な範囲での県庁内の空き部屋の利用や、必要に応じて民間貸会議室や研修室等の利用、もしくはテクノブラザ愛媛等既存の施設の有効活用などで対応することも検討しておく必要がある。 ただし、研修所は農協と共同での施設という事情があり、県単独での意思決定は難しいため、研修所の廃止も含めた今後のあり方について早急に農協と協議していくことが望ましい。	研修所では、年間約80回、延べ日数約200日の研修を実施しているが、研修所以外でその会場を確保するには、県庁内には利用可能な空きスペースはなく、会議室を研修用として年間通して継続使用することも不可能な状況である。民間の貸会議室等の利用には使用料で約14百万円が新たな経費として必要になる。また、施設を共同で使用している愛媛農協学園(JA愛媛中央会)は、平成24年度以降の宿泊廃止を検討する際、現在の施設での研修事業の継続を前提に施設運営をしていく方針である旨の意思表示があり、現時点でも農協学園の廃止は検討されていないことを確認している。人材育成の観点からも研修施設の重要性は大きいと考えられるため、現在の研修施設を共有、併設する愛媛農協学園と相互に協力し、研修機関としての適切な維持管理に努めながら施設を運営したい。
40) 24	意見		国立公園鹿島休憩所 の譲与について	県民環境部	自然保護課	ると、県がこのままこの施設を保有するよりも、市が所有して一体として 北条鹿島を差配することが望ましい。このため当該施設を県が保有す	松山市は北条鹿島地域の活性化のため、風早レトロタウン構想を推進しており、市の要望に応じて、その拠点施設として北条鹿島博物館を24年度に譲与し、26年3月21日にリニューアルオープンの運びとなった。なお、休憩所についても譲渡を申し入れているが、現在、市に無償で鹿島の他の施設と一体的に管理して頂いており、県の負担が生じない措置を講じている。

١	。 監査 年度	区分	監査テーマ	項目	担当部局	担当課	監査結果	対応状況・方針等
4	1 24		公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	南予レクリエーション都 市公園の今後について	土木部	都市整備課	るという第2の道も、維持管理経費を地元市町に転嫁させるだけである。現在、県では上で記載した「南レク公園イノベーション事業」により、民間事業者の魅力ある公園の開設運営に積極的に取り組んではいるが、南予レクリエーション都市公園の問題を抜本的に解決するためには、さらに第3の道を探っていくことが必要と思われる。 常識にとらわれない発想の無換を行わなければ、南予レクリエーション・概古人園の問題の経過等は地上で見りが出まれる。	南レク公園イノベーション事業は、未開設区域の有効活用や、新たな観光資源の創造、地域雇用の拡大を目的として、民間事業者の企画提案を広く意見募集し、現在までに3事業者(4件)を採択して整備中であり、平成26年度も事業を継続する。 25年度には、「みんなの愛顔づくりプロジェクト」により、愛媛県がサイクリストの聖地となることを目指した自転車新文化の醸成に資するため、ロードではなく、オフロードの自転車競技に着目した、「南レク公園等を活用したオフロード自転車競技会プロジェクト」を立ち上げ、南レク公園の利用促進及び南予地域の振興について検討を進めたものの、26年度の事業実施には至らず、今後も地域の機運醸成など継続して検討する。
2	2 24	意見		南予レクリエーション都 市公園の今後について	土木部	都市整備課	道が見つかるとは限らないが、このままでは解決できない問題について県民にも理解していただき、一緒に解決策を考えて行くことが望ましいと思われる。これまで投入してきた資金もその多くが県民の税金であり、今後も投入していかざるを得ないであろう資金もまた県民の税金であるのだから。その結果、例えすぐに適切な解決策が見いだせないにしても、今後の南予レクリエーション都市公園のあり方について県民ー人一人が自分たちの問題として考えていくための良い機会になると思	南レク公園イノベーション事業は、未開設区域の有効活用や、新たな観光資源の創造、地域雇用の拡大を目的として、民間事業者の企画提案を広く意見募集し、現在までに3事業者(4件)を採択して整備中であり、平成26年度も事業を継続する。 25年度には、「みんなの愛顔づくりプロジェクト」により、愛媛県がサイクリストの聖地となることを目指した自転車新文化の醸成に資するため、ロードではなく、オフロードの自転車競技に着目した、「南レク公園等を活用したオフロード自転車競技会プロジェクト」を立ち上げ、南レク公園の利用促進及び南予地域の振興について検討を進めたものの、26年度の事業実施には至らず、今後も地域の機運醸成など継続して検討する。
4	3 24		公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	伊方原発・県オフサイト センター移転について	県民環境部	原子力安全対策課	四国電力伊方原発で重大事故が起こった際の対策拠点となる県オフサイトセンターは、現在原発から4.5Km離れた伊方町役場内にあるが、国が立地条件を半径5~30Km圏とする省令及びガイドラインを示したため、平成27年9月末までに移転することが必要となった。東京電力福島第1原発の事故を目にすると、原発立地県である愛媛県民にとっても他人ごとではない重要な関心事である。このため県としても適切な整備を行っていただきたい。	ご意見のとおり、オフサイトセンターは、原子力防災上重要な拠点施設であることから、国の新たな要件に合致する施設をできるだけ早期に整備できるよう、移転準備を進めている。 【新オフサイトセンターの概要】 〇場所:西予市宇和町(伊方原発から約24km) ※西予土木事務所と合築(災害時に道路状況等を迅速に把握し、住民の円滑な避難が可能) 〇予算措置:平成24年度2月補正予算で設計費、平成25年度当初予算で土地購入費、9月補正予算で建設工事費を計上・平成26年度の債務負担行為を設定(予算計上総額:約20億円) 〇施設の特徴:免震構造・鉄筋コンクリート造4階建て、無停電電源装置・自家発電機・空気浄化フィルター(放射線防護対策)を設置

Ne	監査 年度	区分	監査テーマ	項目	担当部局	担当課	監査結果	対応状況・方針等
44	1 24	意見		伊方原発・県オフサイト センター移転について	県民環境部	原子力安全対策課	原発の問題は県民の安心安全の観点から非常に重大である。今後 も、県民の安全確保・環境保全・情報公開等を十分に考慮して原子力 行政を進めていただきたい。	原子力行政全般に関しては、これまでの取り組みと今後の方向性は下記のとおりであり、ご意見を踏まえ、安全確保・環境保全・情報公開等を十分に考慮することとしたい。 ①伊方原子力発電所で異常が発生した場合の迅速かつ正確な情報提供について、これまで以上に万全を期すとともに、四国電力株式会社に対して伊方原子力発電所の安全対策の一層の強化を求め、確認を行っていく。(県ホームページで公開している環境放射線データや原子力異常通報連絡等について、より手軽に情報を入手できるよう、全国初の試みとしてスマートフォン用アプリを作成し、公開(平成25年5月24日))②福島第一原発の事故後、本県では、防災対策の基本となる県地域防災計画を平成25年2月及び7月に修正し、原子力災害対策重点区域を伊方原発から30km圏に拡大するとともに、広域避難の基本フレームとなる県広域避難計画を平成25年6月に策定した。また、平成26年2月には、愛媛県原子力防災訓練での検証結果及び避難シュミレーションの結果を踏まえ、住民避難の実効性をより向上させるための修正を行い、防災対策の充実強化を図っているところである。今後とも、県計画の見直しを適切に行うなど、防災関係機関との連携を密にしながら、原子力防災対策の一層の強化を図っていく。
4!	5 24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	元天伸寮・元向陽寮・ 元蒼社寮・元ひうち寮 の処分計画の件	総務部	人事課	基本的に建物も合わせて売払いをしていく方針であるが、建物の資産価値は低く、建物があること自体が売払いの障害になっているといっても過言ではない。住宅地にあるため立地条件は良好で、更地であれば、買い手がつく可能性が高い物件である。更地にして土地のみを売払い対象とすることで、買い手が見つかりやすい状況を作ることも検討すべきではなかろうか。	厳しい財政状況の中、建物の撤去費用を確保することは困難であるが、他の住宅において、更地でなくとも買取を希望する事例もあることから、売却を担当する総務管理課と連携のうえ、費用対効果を踏まえながら、引き続き早期売却のための条件整備に努めてまいりたい。
46	6 24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	元今治独身寮敷地の 処分について	総務部	総務管理課	物件の売却先として筆頭に挙がるのが隣地所有者であり、これまでも 売却の打診を行ってきたが最終的な解決には至っていない。今後も機 会ある度に交渉を行うことは大切であり、交渉の経緯については記録・ 保管し、将来の交渉に備えておくことが必要である。	本物件の処分において最大のネックとなっている現況と登記(公図)の不一致については、県が実施する測量業務等の処理では是正できないレベルであるため、国土調査が実施(平成31年度実施予定)される機会に、問題の解決方法を探ることとしたい。
47	7 24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	元今治独身寮敷地の 処分について	総務部	総務管理課	現時点では、物件の処分に際し以下の問題事項があるため、これらもクリアしておく必要がある。 ① 公道からの進入路は建築基準法上の道路要件を満たしてないため、進入路の拡幅などが必要。	本物件の処分において最大のネックとなっている現況と登記(公図)の 不一致については、県が実施する測量業務等の処理では是正できない レベルであるため、国土調査が実施(平成31年度実施予定)される機会 に、問題の解決方法を探ることとしたい。
48	3 24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	元今治独身寮敷地の 処分について	総務部	総務管理課	現時点では、物件の処分に際し以下の問題事項があるため、これらもクリアしておく必要がある。 ② 隣地との関係において、現況と公図及び不動産登記簿が一致していないため、隣接者との間で境界を確定し、不動産登記を変更する必要がある。	本物件の処分において最大のネックとなっている現況と登記(公図)の不一致については、県が実施する測量業務等の処理では是正できないレベルであるため、国土調査が実施(平成31年度実施予定)される機会に、問題の解決方法を探ることとしたい。

No	監査年度	区分	監査テーマ	項目	担当部局	担当課	監査結果	対応状況-方針等
49	24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	旧愛媛県立東予青年の家の処分について	教育委員会	生涯学習課	(旧)愛媛県立東予青年の家は地権者との現在境界未確定状態のため、売却等の処分も難しい状況である。ただ耐震対応も十分ではないことを考えると、この状態を継続させることは好ましいことではない。国土調査により境界が確定したあかつきには早急に売却等の処理を進める必要がある。	平成25年に国土調査が実施され、今後それを踏まえた登記(2年後が予想される)が行なわれることで境界が確定する見込みであるため、これを待って売却等の処理を進めたい。
50	24	意見	公有財産(土地・建物を中心に) の有効活用について	旧愛媛県立東予青年の家の処分について	総務部	行革分権課	「公の施設のあり方検討部会」(平成19年に解散)は、県が設置する公の施設のあり方について必要性・有効性の観点から見直し、施設の方向性(廃止、統合、譲渡、存続)を検討し、取りまとめることがその任務であったが、今後は廃止後の処分についても検討するような部会等の設置が求められる。そうしなければ、老朽危険家屋が今後も放置されるおそれが十分に考えられる。	公の施設の廃止後の処分に関しては、地元市町との調整や施設整備に要した補助金返還の有無の確認等、処分に関わる関係機関との事前確認及び協議が重要であるため、検討部会等での協議のみで処分方法まで検討・決定することは困難であると考える。このため、廃止を含む施設の方向性までは検討部会等で提示し、それに基づいて、施設所管課が施設の具体的な処分方法(地元市町への譲渡や取り壊しなど)について、設置目的も考慮しつつ、地元市町との協議や法令・制度的な課題の整理・分析等を行いながら検討すべきであると考える。なお、当面、公の施設のあり方を検討する部会等の設置は予定していないが、今回いただいたご意見は、今後、同様の審議会等の設置・運営に当たっての参考とさせていただきたい。
51	24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	旧四国中央職員住宅の境界確定及び処分について	総務部	総務管理課	建物をこのまま放置しておくと不法侵入や放火等のリスクもあり、これらについては注意を怠らないようにする必要がある。	当該地に最も近い、四国中央土木事務所に対し、河川パトロールの際に現況の確認を依頼している。また、隣接地所有者に対し、何かあれば連絡をしていただくよう依頼しているところである。
52	24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	旧四国中央職員住宅 の境界確定及び処分 について	総務部	総務管理課	隣地所有者とは機会ある度に交渉を行うことが大切であり、交渉の経緯については記録・保管し、将来の交渉に備えておくことが必要である。	隣接地との境界確認については、今後も、所有者との対話を続けながら、問題解決策を探ることとしたい。
53	24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	旧新居浜保健所長公舎に関して新居浜市と の早急な解決について	保健福祉部	保健福祉課		新居浜市の担当者を電話で確認。対象地は新居浜市の一等地であるが、取り壊しの費用捻出が難しいことは理解しているとしてお互いに状況を確認しあう。今後、愛媛県の内部で対応方針、提案を一つにまとめた
54	24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	元松山西中等教育学校校長公舎の早急な売却処分について	教育委員会	高校教育課	東日本大震災の被災者が数ヶ月入居していたこともあり、建物が使用可能な財産である。入札を行えば、落札される可能性が高いと考えられる財産であると言えるが、現在入札は予定されていない。立地条件も良く入札を実施すれば買い手がつく可能性の高い物件であることを考えると、長期に渡って空き家のまま放置することなく、早急に入札を実施して売却を図ることが望ましい。	被災者支援を目的とし、一定期間受け入れ可能としていたが、現在は対象施設から除き、総務管理課において売却手続きを進めている。

	lo 監査 年度	区分	監査テーマ	項目	担当部局	担当課	監査結果	対応状況・方針等
	55 24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	愛媛県障害者更生センター(道後友輪荘)の運 営について	保健福祉部	障害福祉課	少しでも収益増加につながるような方策を打ち出して指定管理委託料の引き下げを図り、結果としその経営努力を将来の大規模修繕に反映できるような体制を確保しておくことが望ましい。	
	56 24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	愛媛県障害者更生センター(道後友輪荘)の運 営について	保健福祉部	障害福祉課	指定管理者は、他県への周知にも努めているようであるが、施設を将来にわたって維持存続させていくためには、例えば、民間のウェブサイトを利用した宣伝・周知といったことも検討していく必要がある。	指定管理者は、施設のホームページの作成、民間の旅行・宿泊サイトへの登録を行い宣伝、周知に努めている。 また、地方情報誌への広告掲載、高速道路のサービスエリアに配布されるロードマップへの広告掲載等、その他のメディアを利用した宣伝、周知にも努めており、今後も継続して行っていくこととしている。
	57 24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	愛媛県障害者更生センター(道後友輪荘)の運 営について	保健福祉部	障害福祉課	指定管理者だけでなく、県としても積極的に周知を行うことが必要。	指定管理者と連携して、県も会議等の場で可能な限り周知に努める。
:	58 24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	過去の包括外部監査に対する対処について	企画振興部	総合政策課	県民文化会館周辺地の問題については、平成17年度包括外部監査結果報告書にも記されている。報告書自体は、今後の土地取得のあり方に対して警鐘を鳴らしたものであって、県民文化会館周辺地を今後どのようにすべきかということに言及している訳ではない。しかし、県民文化会館周辺地の取得とその後の事業の凍結を契機として書かれたものである以上、県としては、包括外部監査の結果については未利用財産であることの観点からも受け止める姿勢が必要だったのではないかと思われる。確かに過去の監査における意見において言及していない範囲まで対応しなければならないのかという疑問はある。しかしながら、この問題に対しては未利用財産であるという観点にまで広げてこそ、「多様化、高度化した県民の行政に対するニーズに的確に対応するためには、多くの県民からの意見を聴き、県民の立場に立って何が県民にプラスになるかを真摯に考え、県政が対応できる最大限の方策を導き出し、速やかに実行していくこと」が実践できていると県民に胸を張って言えるのではなかろうか。失われた9年を取り戻すことはできない。しかし今後基本構想をどのようにしていくかについて(廃止、計画変更、土地売却等)、県民に明らかすることによって「県政が対応できる最大限の方策を導き出し、速やかに実行していくこと」が可能になるはずだ。	引き続き、社会情勢及び財政状況等を勘案しながら、県都の一等地に ふさわしい利活用を検討する。
	59 24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	モニタリングシステムに ついて	公営企業管理局		独立第三者性の確保という視点に立ったモニタリングシステムの採用は検討に値すると考えられる。モニタリング項目の設定やモニタリング・プログラムの設計及びモニタリングの実施に渡り、当事者である県及びSPC以外の外部専門家が関与することが望ましいと考えられる。	モニタリング項目については、業務実施に伴い発生した課題及び要求水準書等により定めたサービス提供項目の中から特に病院運営等に与える影響の大きいものを選定し、その評価基準の設定に当たっては、PFI事業導入時より本事業に関与しモニタリングにも精通したアドバイザーに参加してもらい、意見を反映させた上で決定することにより、独立第三者性を確保することとしている。

N	。 監査 年度	区分	監査テーマ	項目	担当部局	担当課	監査結果	対応状況・方針等
6	0 24	意見		他の施設へのPFI手法 の利用について	総務部	行革分権課	とじつつ、より一層密度の高い議論と深遠な検討か行われることを期待する。 また、本案件において包括的な業務発注(設計と工事の一体化)など業務委託の見直しが行われたように、大規模施設の整備におけるコスト削減効果は期待できると考える。 さらに、財産の長期的な有効活用の視点を有することで、公有財産の維持管理の見直しや施設運営手	県では、PFIについて、公共投資の抑制や効率的な社会資本整備のための事業手法と位置づけ、平成15年4月に「PFI実務マニュアル」を策定し、各部局に対し周知している。このマニュアルについては、平成23年度のPFI法改正に伴うガイドラインの改正を踏まえ、必要に応じて見直しを検討するとともに、県中央病院のノウハウを活かし、大規模施設整備、改修等に当たって企画段階からPFIの有効性が全庁的に広く認識されるよう引き続き努めることとしたい。なお、公の施設の管理運営にあたっては、コスト削減とサービスの質の維持のため、積極的に指定管理者制度を導入し、競争性を保ちつつ新たな発想による施設の有効活用に努めているところであり、今後も本制度を活用した公の施設の有効な管理運営に努めてまいりたい。
6	1 24	意見		他の施設へのPFI手法 の利用について	総務部	人事課	今回の県立中央病院のようにPFI手法により事業を進めていくことにより、次第に民間のノウハウを身につけた職員が庁内にも増えると予想される。今回のPFIで得られたノウハウを身につけて活用できる職員をどのように庁内で活かしていくかが今後の課題である。今回のPFI事業を単なる事業で終わらせず、今後の県の発展のために活かしていただきたい。	今後とも、個々の職員の能力、適性に加え、業務従事経験なども踏ま えて、適材適所の人事配置に努めてまいりたい。
6	2 24	辛日	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	東予港四電裏埋立地について	土木部	港湾海岸課		25年度中に、県HPにおいて、竣工前であってもその存在を広く周知する。
6	3 24	意見	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	東予港四電裏埋立地について	土木部	港湾海岸課	の可能性について検討しておくことが必要ではなかろうか。 ①第三者へ売却する ②自ら何らかの形で利用する ③第三者へ賃貸する	①の対応を原則とするが、埋立地の利用希望者から要望等を把握したうえで、土地利用計画等の熟度を考慮し、売却に限らず③の賃貸についても選択肢とする(他の埋立地において賃貸事例あり)。また、④については、四国電力からの申し出があれば、内容を検討し、共同利用も選択肢とする。なお、②については、多額のイニシャルコスト発生等が予測されるため、慎重に検討する必要がある。